

箕面市税務封筒広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、箕面市広告事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第2号。以下「要綱」という。）及び箕面市広告事業掲載ガイドライン（平成24年11月6日制定）に定めるもののほか、箕面市（以下「市」という。）が作成する市税納税通知書等の税務書類送付用封筒（以下「税務封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 税務封筒に掲載する広告の内容は、要綱第6条に規定する審査会の審査を経て、決定する。

2 広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告料)

第3条 広告料は、箕面市税務封筒広告募集要項（以下「募集要項」という。）に定める入札の方法により決定する。

2 広告料は、税務封筒に広告を掲載する事業者（以下「広告主」という。）との契約締結後、公表する。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、募集要項に定めるところによる。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、募集要項に定めるところによる。

(広告主の募集及び選定方法)

第6条 広告主の募集は、市広報紙、市ホームページ及び募集チラシにより行う。

2 広告主の選定は、募集枠毎に募集要項に定める入札の方法により行う。ただし、1募集広告枠につき公募参加者が1者の場合は、協商により決定するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月6日から施行する。